

「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」の一部改正（案） について

1 条例改正の背景

千葉県内で多く発生している「盗撮」、「痴漢」については、「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」で規制している「卑わいな言動」（第3条第2項）に当たるものとして取り締まっていますが、違反行為ごとに具体的な規定がされていません。

一方、スマートフォンの普及や技術の進歩による撮影機器の小型化、高性能化等によって、公共の場所や乗物以外でも「盗撮」が発生するようになりましたが、現条例の規制では取り締まりの対象になっておりません。

そこで、現在の社会情勢を踏まえ、次の内容について改正を検討しています。

盗撮及び痴漢行為の明文化

盗撮に係る規制場所の拡大

盗撮の罰則強化

2 改正の概要

（1）盗撮及び痴漢行為の明文化について

現条例では、「盗撮」、「痴漢」、「スカート内のぞき」、「卑わいな発言」等の行為は、「卑わいな言動」として規制してきました。

その中でも、「盗撮」、「痴漢」については、他の行為よりも発生が多いので、これらの行為を分かりやすく明文化して規定することを検討しています。また、盗撮する目的でスカート内にスマートフォン等の撮影機器を向ける行為やトイレ等に撮影機器を設置する行為についても、「盗撮」とともに明文化して規定することを検討しています。

盗撮とは、みだりに（正当な理由なく）、衣服等で隠されている人の下着又は身体を写真機、スマートフォン等の撮影機器で撮影することをいいます。

痴漢とは、みだりに（正当な理由なく）、胸部、臀（でん）部、陰部その他の身体に直接又は衣服等の上から触れることをいいます。

（2）盗撮の規制場所拡大について

現条例の規制場所については、「公共の場所又は乗物」に限られています。

そこで、「公共の場所又は乗物」以外の「盗撮」を規制できるよう、次の表のと

おり規制場所を拡大することを検討しています。

不特定又は多数の者が利用し、又は出入りすることができる施設又は乗物
(一例) 会社の事務室、学校・塾の教室 カラオケボックス・ネットカフェの個室 タクシー、貸切バス、会社の送迎バス、スクールバス
不特定又は多数の者が利用し、又は出入りすることができる施設で人が衣服の全部又は一部を着けない状態にいる場所
(一例) 会社・学校・スポーツジムのトイレ、更衣室、シャワー室 ホテル・民宿の客室 病院の診察室、マッサージ・エステの施術室

(3) 盗撮の罰則強化について

スマートフォン等のカメラ付き携帯電話の普及を背景に、下着や身体を秘匿で撮影する盗撮については増加傾向にあり、現状の罰則では抑止効果が不十分と考えられるため、罰則強化を検討しています。

現 行
6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
(常習)
1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

↓

改 正 後
1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
(常習)
2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

常習とは、ある者が繰り返し同様の犯罪を行うことを意味していて、繰り返し盗撮や痴漢を行った場合をいいます。